

休日（出勤・振替）証明書

平成 26 年 4 月 21 日

新潟労働局長 殿

事業所名 (株)〇〇組

所在地 〇〇市〇〇町1-1-1

代表者 代表取締役 新潟 太郎
役職氏名

〇〇組
代表取締役
之印

印

1 講習等名称	ガス溶接技能講習
2 実施場所	(株)〇〇教育訓練センター 〇〇市△〇〇町1-2-1
3 実施期間	平成 26 年 4 月 4 日 ~ 平成 26 年 4 月 5 日

上記講習等の実施期間における受講者の休日の取扱いについて、下記のとおり証明します。

記

1 実施期間中の休日に受講させ振替休日を与えた内容

① 受講者氏名	② 実施期間中の休日(曜日)	③ ②の振替休日を 与えた日(曜日)
森 〇〇	平成26年 4月 5日(土)	平成26年 4月 7日(月)
山口 〇〇	平成26年 4月 5日(土)	平成26年 4月 7日(月)
	平成 年 月 日()	平成 年 月 日()
	平成 年 月 日()	平成 年 月 日()
	平成 年 月 日()	平成 年 月 日()

注:振替休日を与えた月の出勤簿(写)又はタイムカード(写)を添付して下さい。

振替休日を与える
か法定割増賃金を支
払わない場合は技能
実習(賃金助成)の助
成金は受給できませ
ん。
ただし、経費助成
は申請できます。

2 実施期間中の休日に受講させ割増賃金を支払った内容

① 受講者氏名	② 実施期間中の休日(曜日)	③ 割増賃金の算出方法と支払額(円)
野口 〇〇	平成26年 4月 5日(土)	月260,000÷160H(月所定労働時間)=1,625(1時間当たりの賃金額) @1,625 × 6H(休日労働時間)×1.25= 12,187円
桑原 〇〇	平成26年 4月 5日(土)	月240,000÷160H(月所定労働時間)=1,500(1時間当たりの賃金額) @1,500 × 6H(休日労働時間)×1.25= 11,250円
石井 〇〇	平成26年 4月 5日(土)	月200,000÷160H(月所定労働時間)=1,250(1時間当たりの賃金額) @1,250 × 6H(休日労働時間)×1.25= 9,375円
	平成 年 月 日()	=
	平成 年 月 日()	=

注:割増賃金を支払った月の賃金台帳(写)を添付して下さい。

注:③欄は割増賃金の算出方法と支払額を記入してください。(下記は法定休日に受講させた場合の例です)

例: 月額200,000円 ÷ 160時間(月所定労働時間) × 8時間(休日労働時間) × 1.35(割増割合)=13,500円

※ 所定労働日以外の休日に実施する技能実習を受けさせた場合

「建設労働者確保育成助成金技能実習コース(賃金助成)」では「受講日について振替休日を与えるか又は労働基準法に定める割増賃金以上(法定休日にあたる場合は35%以上、法定労働時間(週40時間)を超えた場合は25%以上)の賃金が支払われていること」が支給要件となります。

振替休日を与えるか法定割増賃金を支払わない場合は技能実習(賃金助成)の助成金は受給できません。